明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三九）　一
〔告　示〕
○金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（個人情報保護委・金融庁一）　一
○金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の一部を改正する件（同二）　三
○放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（個人情報保護委・総務一）　四
○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（同二）　五
○信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（同三）　五
○電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの一部を改正する件（同四）　六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（財務・農林水産八）　六
○消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件（厚生労働七四）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一五八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一五九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局七六）　八
○道路に関する件（中国地方整備局三四、三五）　九
○道路に関する件（九州地方整備局二八）　九
○道路に関する件（北海道開発局一九）　九
〔国会事項〕
内閣　外務省　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一二
〔公　告〕
諸事項　一二
官庁
押収物還付、財団関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三

省令

○厚生労働省令第三十九号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第三項第四号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十二日　厚生労働大臣　武見　敬三

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業）	（組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業）
第七条　法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。	**第七条**　法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　水道水を供給する事業	三　ガス又は水道水を供給する事業
四　ガス又は電気を供給する事業であつて厚生労働大臣が定めるもの	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第七条第三号及び第四号の規定は、この省令の施行の日以後に組合（消費生活協同組合法第四条に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）が開始するガスを供給する事業について適用し、同日前に組合が開始したガスを供給する事業については、なお従前の例による。